

遺伝子組換え食品

遺伝子の本体は「DNA（デオキシリボ核酸）」と呼ばれる化学物質である。遺伝子組換えとは、ある生物から目的とする遺伝子（DNA）を取り出し、他の生物に導入することによって、新しい性質を付与する技術のことである。わが国では、遺伝子組換え生物等の取り扱いについては、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（通称「カルタヘナ法」）において定められている。遺伝子組換え技術を活用して、様々な性質を持つように改良した農産物のことを遺伝子組換え農産物という。

遺伝子組換え食品とは、遺伝子組換え技術を用いて開発された農産物、あるいは遺伝子組換え農産物を原料として製造された加工食品のことを指す。遺伝子組換え食品等を輸入・販売する際には、必ず安全性審査を受ける必要がある。遺伝子組換え食品の安全性に関しては「食品衛生法」及び「食品安全基本法」に基づいて科学的な評価が行われており、問題のないもののみが商品化可能となっている。

また、遺伝子組換え食品については、消費者の商品選択に資するように表示制度が設けられており「食品表示法」に基づき施行されている。令和6年8月現在で、表示対象となる農産物は、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ、からしなの9種類、対象となる食品は、これらを原材料とした33種類の加工食品群であるが、しょうゆや植物油、精製糖等は、組換えDNA等が検出できないことから、義務表示対象ではない。表示内容については、遺伝子組換え農産物及びそれらを原材料とした加工食品の場合には「遺伝子組換え農産物である」旨の表示、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物の区別をしていない場合及びそれらを原材料とした加工品の場合には「遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない」旨を表示することが義務付けられている。一方、分別生産流通管理を行って、安全性審査済みの遺伝子組換え農産物の非意図的な混入が5%以下に抑えられている大豆及びとうもろこし、並びにそれらを原材料とする加工食品については「適切に分別生産流通管理された」旨の表示が可能であり、さらに、分別生産流通管理をして、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物を原材料とする加工食品については「遺伝子組換え農産物の混入がない非遺伝子組換え農産物である」旨の表示が可能となっている。

このような食品表示制度の信頼性を担保するために、遺伝子組換え農産物に導入された組換えDNAを検出する Polymerase Chain Reaction（PCR）法を中心とした検知法が、開発・整備されている。

（高島 令王奈）